

資料1 事業年表

年	内容
1954年(昭和29年)	日本政府がコロンボプランに加盟 「日本健青会」「青年団」「日本青年団協議会」など、戦後日本の社会の復興に貢献した青年運動の指導者たちが、国際社会での協力活動に目を向け始める
1962年(昭和37年)	特殊法人海外技術協力事業団(OTCA)設立
1965年(昭和40年)	日本青年海外協力隊事務局開設 「日本青年海外協力隊(JOCV)」発足 初代隊員26名(ラオス、カンボジア、マレーシア、フィリピン)のうちラオス隊5名が出発
1966年(昭和41年)	アフリカ(ケニア)に協力隊員初派遣
1968年(昭和43年)	中米(エル・サルバドル)に協力隊員初派遣
1972年(昭和47年)	オセアニア(西サモア)に協力隊員初派遣
1974年(昭和49年)	特殊法人国際協力事業団(JICA)設立 日本青年海外協力隊を青年海外協力隊と改称
1978年(昭和53年)	南米(パラグアイ)に協力隊員初派遣
1990年(平成2年)	青年海外協力隊の累積派遣人数が1万人突破 「シニア協力専門家」と「移住シニア専門家」制度開始
1992年(平成4年)	政府開発援助(ODA)大綱閣議決定 東欧(ハンガリー)に協力隊員初派遣
1994年(平成6年)	JOCV応募者数ピーク(11,832名)
2000年(平成12年)	青年海外協力隊の累積派遣人数が2万人突破
2001年(平成13年)	現職教員特別参加制度創設
2003年(平成15年)	新ODA大綱閣議決定 独立行政法人国際協力機構(JICA)発足
2007年(平成19年)	青年海外協力隊の累積派遣人数が3万人突破
2008年(平成20年)	国際協力銀行(JBIC)の海外経済協力部門との統合により新JICA発足
2012年(平成24年)	民間連携ボランティア派遣開始
2015年(平成27年)	開発協力大綱閣議決定 青年海外協力隊の累積派遣人数が4万人突破

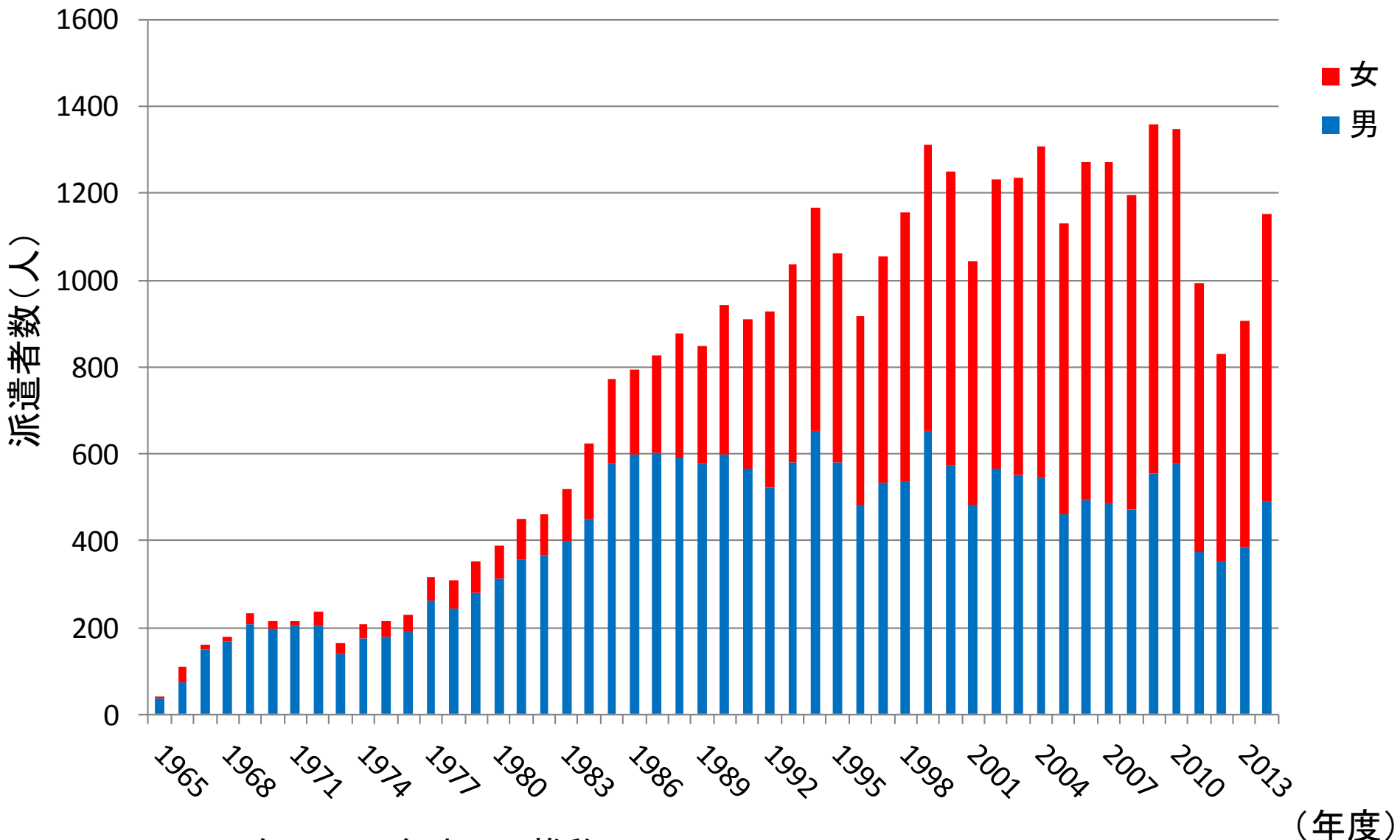
資料2 JICAボランティア事業の実績

2015年12月31日現在

	青年海外協力隊	シニア海外 ボランティア	日系社会青年 ボランティア	日系社会シニア・ ボランティア
発 足	1965年度	1990年度	1985年度	1990年度
対象年齢	20～39歳	40～69歳	20～39歳	40～69歳
派遣国	71ヶ国 (実績88ヶ国)	59ヶ国 (実績73ヶ国)	5ヶ国 (実績9ヶ国)	4ヶ国 (実績10ヶ国)
派遣中 人数	2,085名 (内、女性57%)	435名 (内、女性25%)	54名 (内、女性67%)	21名 (内、女性76%)
累 計	40,987名 (内、女性46%)	5,834名 (内、女性18%)	1,246名 (内、女性64%)	465名 (内、女性51%)
募集※	年2回（春、秋）		秋募集のみ年1回 (2016年度秋募集より年2回)	
派遣期間※	原則2年間			
派遣時期※	年4回（6，9，1，3月）		年1回（6月）	

※派遣期間が1ヶ月～1年未満の短期ボランティア制度（年4回募集）もある。

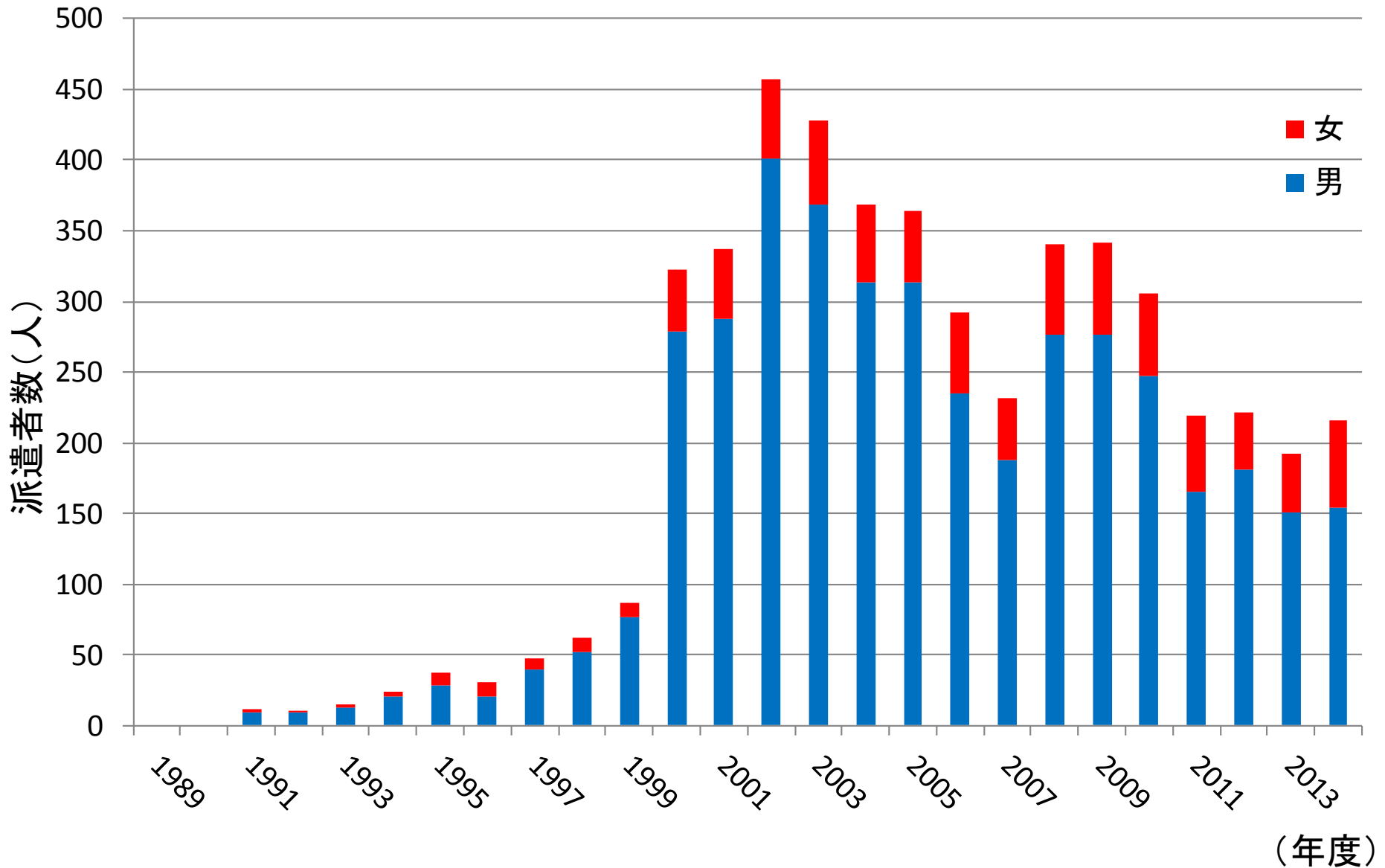
資料3 青年海外協力隊 派遣人数の推移



1965年～2014年までの推移

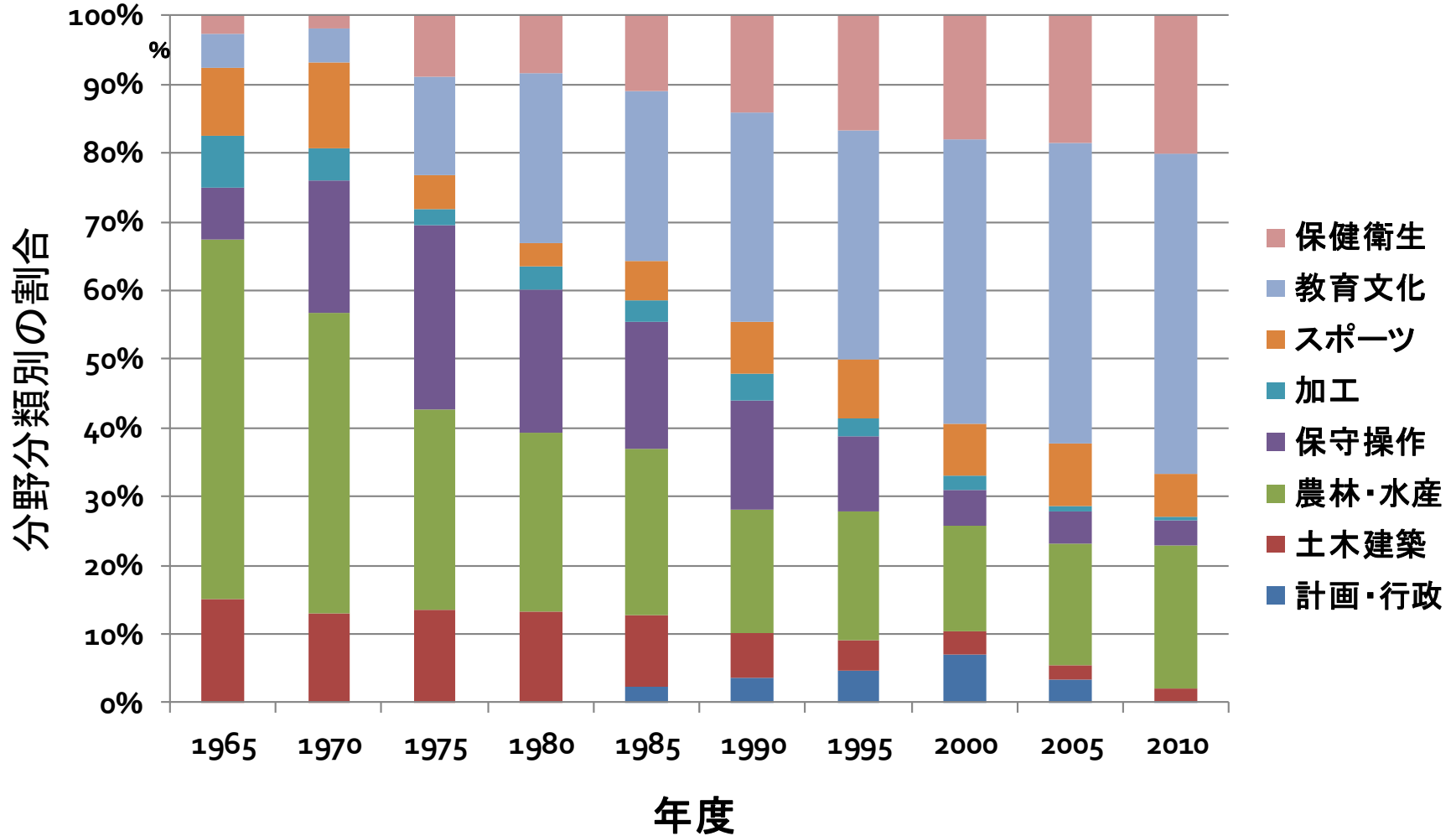
※ 長期ボランティアの実績

資料4 シニア海外ボランティア 派遣人数の推移



※ 長期ボランティアのみの実績

資料5 青年海外協力隊 分野分類別派遣実績の推移



資料6 青年海外協力隊及び日系社会青年ボランティアの現職参加状況

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	累計(1965～)※
現職参加	225 (15.0%)	198 (18.4%)	171 (17.4%)	198 (17.6%)	203 (15.3%)	7,050 (17.7%)
退職参加	527 (35.2%)	373 (34.6%)	348 (35.5%)	472 (42.0%)	599 (45.2%)	12,939 (32.4%)
その他※	746 (49.8%)	506 (47.0%)	462 (47.1%)	454 (40.4%)	522 (39.4%)	19,917 (49.9%)
各年度合計	1,498 (100%)	1,077 (100%)	981 (100%)	1,124 (100%)	1,324 (100%)	39,906 (100%)

※累計(1965～)は、青年海外協力隊発足の1965(昭和40)年度からの累計。

※その他は臨時職員、アルバイト、学生等。

※短期派遣及び振替派遣を含む。

所属先別現職参加状況 (2014年度青年海外協力隊及び日系社会青年ボランティア)

1) 国家公務員 1名	:	1名	適用: 自己啓発等休業制度・無給
2) 地方公務員 112名	県	4名	適用: 派遣法・有給 (他SV: 3名)
	県	5名	適用: 自己啓発休業制度・無給
	市	7名	適用: 派遣法・有給 (他SV: 1名)
	市	1名	適用: 職専免・有給
	市	15名	適用: 自己啓発等休業制度・無給 (他SV: 1名)
	地方警察	2名	適用: 自己啓発等休業制度・無給
	教育委員会(県)	53名	適用: 派遣法・有給 (他SV: 3名)
教育委員会(県)	8名	適用: 自己啓発等休業制度・無給 (他SV: 3名)	
教育委員会(市)	14名	適用: 派遣法・有給 (他SV: 2名)	
教育委員会(市)	3名	適用: 自己啓発等休業制度・無給 (他SV: 2名)	
3) 政府関係機関職員 2名	:	1名	適用: 有給休職 (他SV: 1名)
	:	1名	適用: 無給休職
4) 企業・団体職員 87名	民間企業	58名	適用: 有給休職 (他SV: 11名)
	民間企業	15名	適用: 無給休職 (他SV: 2名)
	民間団体	11名	適用: 有給休職
	民間団体	3名	適用: 無給休職
5) 自営業 1名	:	1名	適用: 自営(補填有) (他SV: 3名)

※短期派遣及び振替派遣を含む。

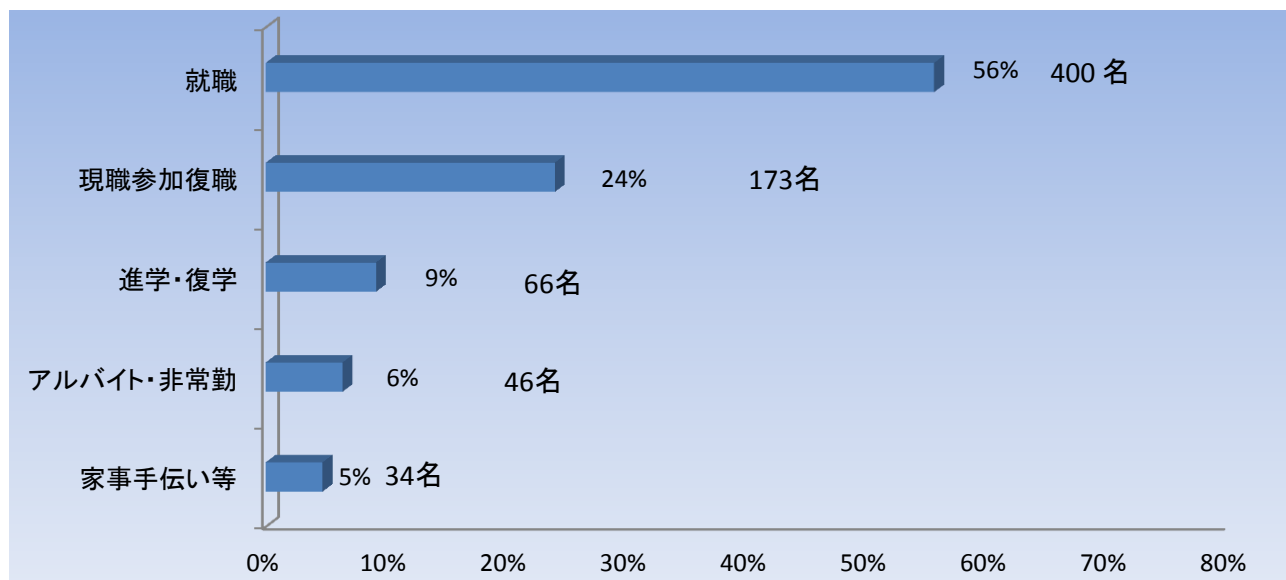
資料7 帰国ボランティアの進路状況

対象者： 2013年4月1日から2014年3月31日までに帰国した青年海外協力隊および
日系社会青年ボランティア（長期派遣）

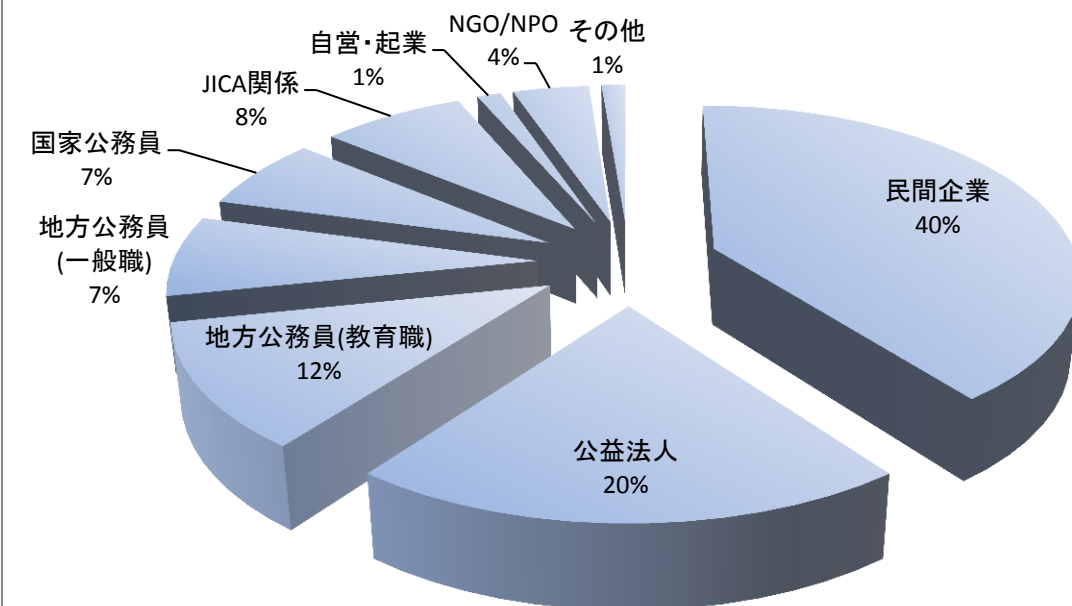
対象帰国者数：908名

回答者数： 719名（回答率79.2%）

2013年度帰国ボランティア進路状況(回答719名)



就職先内訳



資料8 教員採用特別措置一覧（2014年度）

◆青年海外協力隊等の国際貢献活動経験者に対し特別な措置のある選考（25件）

自治体	受験資格要件・年齢等	選考内容
宮城県・仙台市共同	JICA(独立行政法人国際協力機構)が実施するJICAボランティア事業において、「青年海外協力隊」「日系社会青年ボランティア」「シニア海外ボランティア」または「日系社会シニア・ボランティア」として、平成16年4月1日から平成26年3月31日までの10年間に於いて、通算2年以上の派遣経験を有する者。(短期ボランティアは除く。)	【一般選考】 第1次選考の筆記試験2において、「教職教養」を「小論文」に変えて出願することができる。
茨城県	青年海外協力隊員として、継続して2年以上の派遣実績を有する者	【一般選考】 国際貢献活動経験者の一部試験の免除 一次試験のうち一般教養・教職専門の試験を免除
埼玉県	青年海外協力隊員又は日系社会青年ボランティアとして、出願時までに24月以上の国際貢献活動経験を有する者 ・経験月数の数え方は、発令期間が1月の中に1日でも存在すれば当該月は経験月とする。	【国際貢献活動経験者特別選考】 第1試験の筆記試験（一般教養・教職科目）に代えて面接試験
さいたま市	青年海外協力隊及び日系社会青年ボランティアの国際貢献活動に従事したことのある者で、平成21年4月1日～平成26年3月31日までの5年間に於いて、通算2年以上の派遣経験を有する方	【青年海外協力隊等派遣特別選考】 一次試験の筆記試験に替えて論文試験
神奈川県	青年海外協力隊等、海外での2年以上の国際貢献活動経験	【特別選考・社会人経験者】 一次試験の筆記試験のうち一般教養・教職専門を免除し代わりに個人面接
横浜市	独立行政法人国際協力機構法（平成14年12月6日法律第136号）の規定に基づく青年海外協力隊員、シニア海外ボランティアまたは日系社会青年・シニアボランティアとして平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間に1年以上の派遣期間のある方で、派遣の証明書を第二次試験日に提出できる方を対象とします。なお、派遣期間の通算はできません。	【特別選考② 社会人・国際貢献活動経験者特別選考】 教科専門・一般教養および教職専門試験を指導案作成に代える
川崎市	独立行政法人国際協力機構法（廃止前の国際協力事業団法の規定に基づく派遣を含む）に基づく青年海外協力隊員又は日系社会青年ボランティアとして、平成26年3月31日までの間に継続して1年以上の派遣実績（派遣期間）を有し、派遣の証明書を提出できる人	【特別選考Ⅲ 社会人・青年海外協力隊員等経験者・資格取得者特別選考】 一般教養・教職専門試験の免除
相模原市	青年海外協力隊または日系社会青年ボランティアとして、通算2年以上の派遣期間のある者	【特別選考③ 社会人経験者】 一次試験の一般教養、教職専門免除
富山県	青年海外協力隊として、継続して2年以上の派遣実績を有する者	【特別選考「国際貢献」】 一次試験の教養（Ⅰ）及び専門教科筆答検査を小論文と個人面接に代える
福井県	青年海外協力隊員として平成20年4月1日から平成26年3月31日までの間に2年以上の派遣実績を有する者	【一般選考】 国際貢献活動経験者 一次選考試験の一般教養と教職専門を免除
長野県	青年海外協力隊などの国際貢献活動を平成27年3月31日現在で2年以上あるもの	【民間企業等経験者を対象とした選考】 一般選考の筆記試験の内教養を免除
静岡県	青年海外協力隊・日系社会青年ボランティアで、継続した2年間の任期を満了した実績を有し、「国際貢献活動経験者を対象とした選考」を希望する者	【特別選考】 国際貢献活動経験者を対象とした選考 一次選考の教職教養と一般教養を課題作文に代える
浜松市	独立行政法人国政協力機構法の規定に基づく青年海外協力隊、日系社会青年ボランティアで、原則として継続した2年間の実績を有した者で希望する者	【特別選考Ⅰ】 教職・一般教養を課題作文（国際貢献活動経験に関わるテーマ）に代えることができる
愛知県	青年海外協力隊として、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間に於いて、2年以上の派遣実績を有する人	【社会人特別選考・青年海外協力隊派遣経験者】 一次試験の教職・教養、教科専門Ⅰに代えて、論文試験
京都府	平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間に、独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく青年海外協力隊としての活動経験または海外における勤務経験が通算2年以上ある方	【スペシャリスト特別選考】 一次試験において一般教養、集団面接の免除
京都市	独立行政法人国際協力機構法（平成14年12月6日法律第136号）の規定に基づく青年海外協力隊又は日系社会青年ボランティアとしての派遣実績（廃止前の国際協力事業団法に基づく派遣を含む）を有する方（1年未満の派遣期間のものを除く）	【特別選考】 国際貢献活動経験者特別選考 一次試験において、一般・教職教養筆記試験に替えて論文試験を実施 二次試験の集団面接に替えて個人面接を実施
大阪市	平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間に、独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく青年海外協力隊等としての活動経験が通算2年以上ある人	【社会人経験者特別】 一般選考との違い：第1次選考において、筆答テスト30問を20問に減じ、30問の中から自由に20問選択
堺市	独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）の規定に基づく青年海外協力隊等としての活動経験が平成19年4月1日から平成26年3月31日までに、継続して2年以上あること。	【社会人経験者対象の選考】 一般・教職教養試験を小論文に替える
山口県	青年海外協力隊、日系社会青年ボランティア、シニア海外ボランティアまたは日系社会シニア・ボランティアとして、通算2年以上の派遣経験を有する者で、その派遣経験により、グローバル化に対応するコミュニケーション力や異文化理解の能力等を身につけた者	【社会人特別選考】 教職専門を免除
愛媛県	社会貢献活動の分野で青年海外協力隊員として2年間程度海外に派遣されたことがある者	【第1次選考試験における加点制度】 一次選考で100点加点（一次選考試験800点配点中）
福岡市	平成16年4月1日から平成26年4月30日までの間に独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく青年海外協力隊員として、2年以上の派遣実績がある人	【特別選考Ⅲ「社会人等特別選考」② 青年海外協力隊員】 教職教養試験の免除
佐賀県	青年海外協力隊又は日系社会青年ボランティアとして2年以上の経験を有する者	【特定資格等を有する者の加点申請】 一次試験の10点加点
熊本市	「青年海外協力隊員」として平成16年4月1日から平成26年4月1日までに、2年以上派遣された者	【社会人経験者】 一次選考の教科科目を免除。
熊本県	青年海外協力隊・日系社会青年ボランティアで継続した2年間の任期を満了した実績を有する者	【社会人特別選考】 第一次審査で教職、一般教養を免除し、専門科目を行う。第二次審査一般の受講者と同じとする。
鹿児島県	独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく青年海外協力隊に隊員として2年以上の派遣実績を持つ者	【一般選考】 4点加点

◆社会人特別選考の出願資格に協力隊経験を含めることができる選考（8件）

自治体	受験資格要件・年齢等	選考内容
千葉県	国際貢献活動経験者 「青年海外協力隊」及び「日系社会青年ボランティア」として平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間に於いて、2年以上の派遣実績を有する者	【社会人特例】 一次選考の教職教養を免除
千葉市	国際貢献活動経験者 「青年海外協力隊」及び「日系社会青年ボランティア」として平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間に於いて、2年以上の派遣実績を有する者	【社会人特例】 一次選考の教職教養を免除
東京都	民間企業、官公庁、学校などにおいて平成25年3月31日までに通算して5年以上または1つの職場で継続して3年以上の常勤の職として勤務経験がある者、勤務経験にはJICAが実施する「青年海外協力隊」「日系社会青年ボランティア」「シニア海外ボランティア」または「日系社会シニアボランティア」としての派遣期間を加算することができる。	【社会人経験者】 一次選考にて論文、適性検査を実施
大阪府	法人格を有する民間企業又は官公庁等での正社員又は正規職員としての勤務経験が平成26年3月31日までに通算5年以上あること。なお、勤務経験には、独立行政法人国際協力機構（平成14年12月6日法律第136号）の規定に基づく青年海外協力隊員等としての活動経験を含めることができます。（廃止前の国際協力事業団法の規定に基づく活動経験を含む。）	【社会人経験者対象の選考】 一般選考と同じ 一次選考の一般・教職教養の問題数が5問少ない
兵庫県	青年海外協力隊（JICA）での国際貢献活動において2年以上の経験を有する者	【受験者の特性・意欲を生かした選考（国際経験活動のある者）】 選考の参考とする 免除なし
神戸市	青年海外協力隊として2年以上の派遣経験を有する者	【特例措置選考】 社会人経験者 一次選考の教職・一般教養を小論文に代える。
香川県	独立行政法人国際協力機構法（平成14年12月6日法律第136号）の規定に基づく青年海外協力隊としての活動経験を含むことができる。（廃止前の国際協力事業団法に基づく派遣を含む。）	【特別選考Ⅰ】 一次選考の総合教養を免除
長崎県	民間企業（公立および私立の小・中・高・特別支援学校を除く。）において、平成19年4月1日以降平成26年5月31日までに通算5年以上の勤務経験を有する者。又は、青年海外協力隊、日系社会青年ボランティア等として、平成21年4月1日以降平成26年5月31日までに通算2年以上の国際貢献活動の経験をする者	【一般試験】 第一次試験の「教職・一般教養試験」を免除する。

【参考（4件）】

自治体	受験資格要件・年齢等	選考内容
北海道札幌市	志願者用自己推薦書に、「クラブ活動・ボランティア活動、介護体験（社会人用自己推薦書には無し）、青年海外協力隊での活動等の内容や実績」について記述する項目有	社会人特別選考 教員免許がない者は北海道教育委員会の特別免許状授与のための検査あり。社会人特別選考志願者用の自己推薦書は、各自でHPからダウンロードする必要があるので注意。
福島県	志願書に「青年海外協力隊・NPO等でのボランティア経験」を記述する項目有	一般選考・特別選考Ⅰ・Ⅱ 試験内容優遇措置なし
島根県	選考にあたっては、スポーツ、芸術、学術、国際貢献等、特に優れた実績・資格等を有していることを考慮する。	教員採用候補者選考試験 試験内容優遇措置なし
鹿児島県	国際貢献活動や被災地での救助活動等の実績がある者は、その活動内容や期間等について願書の「ボランティア活動歴」の欄に具体的に記入。	教員選考試験 試験内容優遇措置なし

【最新情報】2015年度より新規実施する選考

自治体	受験資格要件・年齢等	選考内容
東京都	①平成17年4月1日から平成27年3月31日までの10年間に、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）に基づく「青年海外協力隊」、「日系社会青年ボランティア」、「シニア海外ボランティア」又は「日系社会シニア・ボランティア」として、派遣経験（教育活動に従事）が2年以上ある者。 ②昭和31年4月2日以降に出生した者。	国際貢献活動経験者特別選考 一次試験：書類選考 二次試験：個人面接、論文
沖縄県	青年海外協力隊その他のボランティア（独立行政法人国際協力機構が派遣するものに限る）として、海外に2年以上派遣された経験を有していること。	特定の経験を有する者を対象にした加点（国際貢献活動） 一次試験の専門教科試験の点数に20点を加点する。

資料9 自治体採用特別措置一覧(2014年度)

◆青年海外協力隊等経験者の採用枠を設けている、もしくは青年海外協力隊等経験が受験資格となる選考(17件)

自治体	受験資格	試験名・試験内容
函館市	「民間企業等」における経験とは次のいずれかに該当するものです。 1. 民間企業の社員、団体職員、自営者等として就業した経験 2. 青年海外協力隊または日系社会青年ボランティアとして独立行政法人国際協力機構(JICA)から派遣され、派遣期間を満了した経験	【民間等経験】 1次試験：書類選考 2次試験：適性検査、プレゼンテーション、個別面接 3次試験：個別面接
滝川市	長期にわたる海外ボランティア活動、市民活動などの経験や知識を街づくりに発揮できる方→青年海外協力隊経験者、NPO法人等で大いに活躍している方など	【社会人経験者(チャレンジ枠)】 1次試験：社会人基礎試験、小論文、グループ討議、集団面接 2次試験：面接試験
北広島市	青年海外協力隊等の国際貢献活動や民間企業の海外勤務経験が最近5年間に於いて2年以上ある方。	【事務(国際貢献活動等経験者)】 1次試験：筆記試験、論文試験、集団面接 2次試験：集団討議、個別面接
秋田県	卓越した実績や経験を持ち、その実績等を得るために培った「粘り強い精神力」、「迅速・柔軟な行動力」、「熱意や意欲」を県政の諸課題に対して発揮できる人を求めています。 卓越した実績や経験の例：1. 海外留学、青年海外協力隊、高度な社会貢献活動(ボランティア活動、NPO活動)などの実績や経験	【大学卒業程度(行政B)】 1次試験：教養試験、論文試験Ⅰ、論文試験Ⅱ 2次試験：集団面接・個別プレゼン型面接、適性検査
大仙市	次のいずれかに該当する方(採用時に職歴証明書等の提出が必要。) ①通算5年以上勤務経験のある方 ②JICA(国際協力機構)やNGO(非政府組織)で活動経験のある方 ③臨床心理士資格を保有し、臨床心理士としての業務経験のある方	【職務等経験者】 1次試験：一般教養試験、小論文、適性試験 2次試験：未公開(1次試験合格者へ文書で通知)
山形市	海外での国際貢献活動の経験が継続して2年以上ある方。 ※海外での国際貢献活動等とはJICA(独立行政法人国際協力機構)などを通じた国際ボランティアや海外への就業、留学などにより取り組んだ国際貢献活動	【上級行政(特別選考)】 1次試験：書類選考 2次試験：作文試験、性格検査、面接試験
水戸市	1年を超えて継続的に地域活動やボランティア活動等で顕著な実績・成果を収め、大学・大学院等から推薦を受けた方。 ※地域活動やボランティア活動等での顕著な実績・成果とは、青年海外協力隊や災害時の救護活動等に自主的に参加した等の計画的な活動の中での一定の成果を指します。	【事務(特別選考)】 1次試験：書類試験、職務基礎力試験、論文試験、集団討議、適性検査 2次試験：面接試験
小山市	海外での国際経験活動等(JICA(独立行政法人国際協力機構)、NPO法人等)を通じた国際ボランティアや海外への就業、留学などにより取り組んだ国際貢献活動が2年以上あること。	1次試験：論文、書類審査 2次試験：プレゼンテーション、個別面接、集団討議、作文、適性検査
埼玉県	この試験では、海外で培った幅広い視野、異文化圏での生活を通して身につけたコミュニケーション力や柔軟性、旺盛なチャレンジ精神を、県行政の幅広い分野において発揮できる人を求めています。 【求められる「海外活動等経験」の例】(①、③省略) ②独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく青年海外協力隊員、日系社会青年ボランティア等としての活動経験	【海外活動等経験者区分】 1次試験：教養試験、論文試験 2次試験：論文試験、個別面接 3次試験：個別面接
横浜市	各試験区分において、「青年海外協力隊等としての活動経験を2年以上有する人」に、受験資格がある。	【社会人採用試験】 1次試験：一般教養、論文(2次試験で審査) 2次試験：論文、面接 3次試験：面接
山梨県	行政Ⅱでは、卓越した経験または高度な専門知識・資格を有する人で、その経験等から得た能力・実績をけん制の諸課題に対して活かしたいという強い意欲を持っている人を求めています。 ＜卓越した経験又は高度な専門知識・資格の例＞(2省略) 1 海外留学、青年海外協力隊、高度な社会貢献活動(ボランティア活動、NPO活動)などでの卓越した経験	【上級試験(行政Ⅱ)】 1次試験：教養試験(配点20点)自己アピール試験 2次試験：集団討議、個別面接 3次試験：論文試験、個別面接
豊橋市	海外での国際貢献活動の経験が連続して2年以上ある方 1. 国際貢献活動の経験は、青年海外協力隊や日系社会青年ボランティアとしての経験のほか、非営利団体を通じ、解体での国際貢献活動に従事した経験が対象になります。 2. 国際貢献活動期間には、留学としての期間は含まれません。	【国際貢献活動経験者】 1次試験：書類選考 2次試験：個人面接、集団討議、適性検査 3次試験：個人面接、プレゼンテーション
京都市	青年海外協力隊等における活動経験が2年以上ある方 *「青年海外協力隊等における活動経験」には、青年海外協力隊又は日系社会青年ボランティアとして2年以上継続して独立行政法人国際協力機構(JICA)から派遣された期間が該当します。 *最終合格決定後、派遣期間の確認のため、JICAの発行する派遣証明書を提出していただきます。	【青年海外協力隊等活動経験者(大学卒業程度)】 1次試験：教養試験/経験作文/適性検査 2次試験：個別面接 3次試験：個別面接
佐賀県	独立行政法人国際協力機構が実施する青年海外協力隊等における活動経験のほか非営利団体を通じ、海外での国際貢献活動に従事した経験が直近7年間で通算して2年以上ある人 注：「活動経験」には、開発途上国・地域において1か月以上継続して活動していた期間が該当します。	【U・Iターン型民間企業等経験者 JICAボランティア等経験者(行政)】 1次試験：書類選考 2次試験：論文試験、面接試験
長崎県	海外での勤務経験を直近10年間で継続1年以上有する者。 ※JICA、NPO法人等の団体を通じ、海外での国際貢献活動に従事した期間を含むことができる。	【海外勤務等経験者】 1次試験：教養試験、論文試験 2次試験：適性試験、人物試験
中津市	民間企業等で5年以上の勤務経験を有する人、又は青年海外協力隊等として2年以上の国際貢献活動経験を有する人。(青年海外協力隊または日系社会青年ボランティアとしての経験のほか、非営利団体を通じ、海外での国際貢献活動に従事した経験を含みます。2年以上とは消滅した2年以上の期間であることを要します。)	【事務職②(民間企業等職務経験者枠)】 1次試験：小論文、職場適応性検査、事務適正検査、性格検査 2次試験：個別面接 3次試験：個別面接
臼杵市	スポーツ・文化芸術や専門的な知識などの特別な能力、ボランティア活動や民間企業などでの優れた経験、有益な資格などを持ち、それを臼杵市のために生かしたい人 特別な能力の例：JICAでのボランティア経験がある人や市民活動団体、ボランティア活動団体で中心的な役割を果たし、地域を活性化させた経験を有する人	【元気なほんまもん枠】 応募時：自己アピールシートを提出 1次試験：筆記試験、作文、集団面接 2次試験：個人面接、グループワーク、専門試験 3次試験：個人面接

◆青年海外協力隊等経験を社会人経験年数に含むことができる選考（24件）

自治体	受験資格	試験名・試験内容
北海道	学校卒業後の民間企業などにおける職務経験が5年以上ある方。民間企業等での経験はボランティア経験（JICAボランティアなど継続して行うもので、証明可能なものに限る）を含む。	【一般行政〇】 1次試験：書類選考 2次試験：個別面接、小論文試験、 3次試験：個別面接、集団討論及び適性検査
苫小牧市	職務経験が3年以上ある方。職務経験にはフルタイムで週40時間程度の勤務を1年以上継続した機関が該当します。職務経験が複数ある場合は通算します。ただし、同一期間内に複数の業務に従事した場合、いずれか一方のみの職歴に限ります。また、青年海外協力隊に従事していた場合はその期間を通算します。	【社会人の部】 応募時：経験小論文 1次試験：総合適性検査、論文試験 2次試験：第1次試験に合格した者に対し通知
旭川市	民間企業等における職務経験が6年以上ある方。青年海外協力隊としての活動経験（独立行政法人国際協（JICA）が継続して行うもので、証明可能なものに限る）が1年以上継続してある方は、当該期間を職務経験年数に含むことができます。	【民間等経験】 1次試験：教養試験 2次試験：個人面接試験、健康診断書の提出
喜茂別町	企業等における職務経験を継続して2年以上有する方 青年海外協力隊に従事された期間も社会人経験として含めることとします。	【一般事務職員】 1次試験：書類選考（論文） 2次試験：面接試験
仙台市	直近7年中に通算5年以上の職務経験を有する人。JICA（独立行政法人国際協力機構）が実施する青年海外協力隊などにおける奉仕活動、または人事委員会がこれに準ずると認める国際貢献活動で、2年以上継続した活動も、職務経験とみなします。	【社会人経験者】 1次試験：筆記試験（教養試験（五肢択一式120分）、経験論文試験90分） 面接試験（個別） 2次試験：面接試験（個別・自己PR含む）
秋田市	直近7年中、民間企業等において週29時間以上の勤務を2年以上継続し、通算して5年以上あることを要する。青年海外協力隊としての活動経験（独立行政法人国際協力機構（JICA）が継続して行うもので、証明可能なものに限る）が2年以上継続してあるかたは、当該期間を職務経験年数に含むことができる。	【職務経験者】 1次試験：自己PR試験 2次試験：社会人基礎試験、面接試験等 3次試験：面接試験
つくば市	民間企業などにおける職務経験などが直近10年の間に通算して3年以上ある者 ※民間企業などにおける職務経験とは、民間企業、各種法人、官公庁、団体などにおいて一週間の労働時間が30時間以上の勤務、又は青年海外協力隊等としての活動経験が該当します。	【事務職1社会人等経験者】 1次試験：基礎能力試験、論文試験 2次試験：個別面接試験 最終試験：個別面接試験
群馬県	平成26年7月31日の時点において、民間企業等における職務経験を通算5年以上有する人。④独立行政法人国際協力機構法に基づく国際経験（青年海外協力隊又は日系社会青年ボランティアとして1年以上継続して活動した機関に限る。）は、職務経験に通算することができます。	【社会人経験者】 1次試験：教養試験/論文試験 2次試験：人物試験（個別面接・適性検査） 3次試験：人物試験（個別面接・自己PR）
埼玉県	学校教育法に基づく大学を卒業後、民間企業等における職務経験を5年以上有する人。 （Q&Aにて、独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく青年海外協力隊員又は日系社会青年ボランティア等としての国際貢献活動経験は、職務経験に含めることができます。と明記）	【民間企業等職務経験者区分】 1次試験：教養試験、論文試験 2次試験：論文試験、個別面接 3次試験：個別面接
千葉市	民間企業等での職務経験が直近10年中に6年以上ある人。 「民間企業等での職務経験」には、会社員、自営業者、公務員等として、週あたり30時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間や、青年海外協力隊等で1年以上継続して活動していた期間が該当します。	【民間企業等職務経験者対象】 1次試験：経験論文（申し込み時提出）、教養試験 2次試験：適性検査、プレゼンテーション・面接試験
東京都	民間企業などにおける業務授時暦が規定年（受験区分により異なる）以上ある人。NPO活動や青年海外協力隊での活動期間は、週29時間以上業務に従事し収入を得ていれば該当。なお、企業に在籍中派遣された場合は勤務先の従事歴とする。	【経験者採用試験】 1次試験：教養試験、職務経験論文、課題式論文 2次試験：口答試験 3次試験：口述試験
神奈川県	民間企業等の職務経験を有する人（年数は応募区分により異なる）。国際貢献活動（青年海外協力隊等の非営利団体を通じた海外での活動）に継続して1年以上従事した経験も通算できます。	【一般事務職（社会人経験者）】 1次試験：教養考査、経験小論文考査 2次試験：個別面接 3次試験：個別面接
新潟市	それぞれの職種（社会福祉、土木、建築、電気等）の職務経験等に該当する者。（Q&A：JICAが実施する青年海外協力隊などは職務経験に算入することができます。ただし、派遣期間が証明できる書類の提出が必要となります。）	【民間企業等経験者】 1次試験：専門試験 2次試験：面接試験、作文試験
石川県	職務経験年数が5年以上ある者：（注2）独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する海外ボランティア事業（青年海外協力隊等）は「職務経験年数」にふくめることができます。ただし、当該派遣前研修期間を含め6か月以上継続して派遣された場合に限ります。	【職務経験者】 1次試験：教養試験、論文試験 2次試験：口述試験、適性検査 受験資格等の調査
山梨県	民間企業等での職務経験を5年以上有する者 独立行政法人国際協力機構法に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練を含む）に1年以上継続して参加した機関は含むことができる。	【民間企業等職務経験者職員採用試験】 1次試験：教養試験、専門試験 2次試験：集団討論、個別面接 3次試験：論文試験、個別面接 資格調査
長野県	民間企業等における職務経験を5年以上有する人。Q&Aにて、「青年海外協力隊については、1年以上継続して活動した期間を職務期間の対象とすることができます」と明記。	【社会人経験者対象】 1次試験：教養考査、自己セールシート 2次試験：適性検査、論文考査、口述考査 その他：資格調査
静岡県	民間企業等における職務経験を5年以上有する人。 職務経験については、独立行政法人国際協力機構が実施するボランティアに派遣期間満了まで従事した場合は、派遣期間にかかわらず職務経験として通算することができます。	【職務経験者 行政Ⅰ】 1次試験：教養試験、論文試験 2次試験：面接試験、適性検査
愛知県	民間企業等における職務経験を7年以上有する人。 Q&Aにて、「職務経験には青年海外協力隊として、開発途上国に派遣されていた期間（原則2年）のほか、当該派遣に係る派遣前研修の期間（約65日）は含めることができます。ただし、派遣期間が1年未満の短期派遣ボランティアは含めることができません。」と明記。	【民間企業等職務経験者対象】 1次試験：教養試験、論文試験 2次試験：面接試験、適性試験 3次試験：面接試験
広島市	民間企業等での職務経験が通算して5年以上ある人。※「民間企業等での職務経験」として通算する期間には、青年海外協力隊等で2年以上継続して活動していた期間が該当します。	【民間企業等職務経験者対象】 1次試験：教養試験、経験小論文試験 2次試験：面接試験、一般小論文試験 3次試験：面接・プレゼンテーション試験、集団討論試験、身体検査
福岡県	民間企業等における職務経験を5年以上有する者「民間企業等における職務経験」とは、会社員、自営業者等として6ヶ月以上継続して就労していたことをいいます。 （Q&Aに青年海外協力隊等として途上国に派遣されていた期間（原則2年）の他、当該派遣にかかる派遣前研修の期間は含めることができます。と明記）	1次試験：教養試験、論文試験 2次試験：論文試験、人物試験 身体検査、受験資格等の調査
長崎県	民間企業における職務経験を5年以上有する者。 ※JICA、NPO法人等の団体を通じ、海外での国際貢献活動に従事した期間を含むことができる。	【民間企業等職務経験者】 1次試験：教養試験、論文試験 2次試験：適性試験、人物試験
熊本県	民間企業等における職務経験年数が直近7年間のうち通算4年以上ある者。 「職務経験」には、独立行政法人国際協力機構法に基づく青年海外協力隊又は日系社会青年ボランティア等として国際貢献活動経験を含みます。	【民間企業経験者対象】 1次試験：教養試験、論文試験、資格加点 2次試験：面接試験 3次試験：面接試験（個別面接及び集団討論）
熊本市	民間企業などにおける職務経験が直近10年のうち、5年以上（休職などの期間を除く）がある方。青年海外協力隊または日系社会青年ボランティアとして国際貢献活動に従事した期間を含む。	【民間企業等経験者】 1次試験：教養試験 2次試験：論文、集団討論 3次試験：個別面接
鹿児島県	民間企業等における職務経験を5年以上有する者。職務経験には青年海外協力隊または日系社会青年ボランティアとしての国際貢献活動経験を含みます。	【民間企業等職務経験者】 1次試験：教養試験、経験論文試験 2次試験：面接試験、適性検査

【参考（5件）】

自治体	受験資格	試験名・試験内容
廿日市市	（記入要領）青年海外協力隊での国際貢献活動の経験がある人は、職歴の欄に記入をしてください。	【前期試験】 1次試験：教養試験、作文試験、職場適応性検査 2次試験：面接、集団討論 3次試験：面接
札幌市	直近7年中に民間企業等における職務経験年数が通算して5年以上ある方。青年海外協力隊としての活動経験（独立行政法人国際協力機構が継続して行うもので、証明可能なものに限る）が1年以上継続してある方は、当該期間を職務経験年数に含むことができます。 ※募集要項、HP等への記載はないが、札幌市担当職員に確認を取ったもの。	【社会人経験者】 第一次試験：基礎試験、職務論文、面接試験（一般事務のみ） 第二次試験：面接試験
恵庭市	受験資格にある「職務経験」には、青年海外協力隊に従事していた場合はその期間を通算します。 ※募集要項、HP等への記載はないが、恵庭市担当職員に確認を取ったもの。	【社会人の部】 試験内容に優遇措置なし
二本松市	実施要項には記載がないが、青年海外協力隊の経験年数を社会人経験として換算することができる。	【一般事務】 1次試験：筆記試験 2次試験：面接試験、作文試験、適性検査
北九州市	行政Ⅱ（21世紀枠）として（「青年海外協力隊経験を優遇する」との明記はないが）「海外企業や日本企業の海外事務所棟で営業・技術指導業務などに従事した経験のある人」と協力隊経験も応募要件として考慮できるという言葉を取っている。	【行政Ⅱ（21世紀枠）】 試験内容に優遇措置なし

2013年以前に実施実績のある自治体（9件）

網走市、岩手県、能代市、千葉県、加賀市、岐阜県、和歌山県、北九州市、上天草市

2015年度より実施する自治体

自治体	実施する選考
直方市	青年海外協力隊等経験を社会人経験年数に含むことができる選考

資料10 大学入試特別措置一覧(2014年度)

大学/大学院名	学部/研究科名・学科/専攻名	試験概要
広島大学大学院 (2005年度より実施)	国際協力研究科 ・開発科学専攻 ・教育文化専攻	【推薦入試(B推薦)】 入学時まで、青年海外協力隊、NGO・NPO等における1年以上の国際交流・国際貢献活動の経験を有し、かつ、国際協力機関・団体が推薦する者 <試験内容> 書類選考、面接
日本福祉大学 (1999年度より実施)	社会福祉学部 ・社会福祉学科 経済学部 ・経済学科 健康科学部 ・福祉工学科 子ども発達学部 ・心理臨床学科 国際福祉開発学部 ・国際福祉開発学科 看護学部(2015年新設) ・看護学科	【社会人入試】 文部科学大臣の定める大学への出願資格を有し、かつ下記のいずれかに該当する者 3. JICAが行う次の海外協力隊事業の隊員として2年以上海外で活動した経験を有する者 ①青年海外協力隊 ②日系社会青年ボランティア ③シニア海外ボランティア ④日系社会シニア・ボランティア またはこれに準ずる海外での活動経験を有する者 <試験内容> 面接
立命館大学大学院 (2006年度より実施)	公務研究科 ・公共政策専攻	【社会人推薦入学試験】 B. 社会人推薦資格 (3)国際協力活動経験者等(青年海外協力隊等)の実績のある者で、機関・団体の推薦のある者 <試験内容> 書類選考、面接
宇都宮大学大学院 (2004年度より実施)	国際学研究科 ・国際社会研究専攻 ・国際文化研究専攻 ・国際交流研究専攻	【国際交流・国際貢献活動経験者特別選抜】 1年以上の国際交流・国際貢献活動(青年海外協力隊、NGO・NPO等における活動)の経験を有する者 <試験内容> 書類選考、面接
帯広畜産大学大学院 (2006年度より実施)	畜産学研究科修士課程/修士前期課程 ・資源環境農学専攻 ・食品科学専攻 ・畜産生命科学専攻 ・畜産衛生学専攻	【国際協力特別選抜】 2年以上の海外ボランティア活動又は国際協力経験がある者対象 <試験内容> 書類選考、面接 ※特別奨学金貸与制度があり、修了後国際協力関係の業務に従事した場合、返還を免除される。
岐阜大学大学院 (2003年度より実施)	応用生物科学研究科 ・応用生命科学 ・生物環境科学	【社会人特別入試】 教育・研究機関、官公庁、企業等(青年海外協力隊やNPOの実績も含む。)または自営業及び農業に1年以上の経験を有する者で、専攻分野に関して研究意欲のある者 <試験内容> 筆記試験、面接
宮崎大学大学院 (2007年度より実施)	農学研究科 ・農学専攻	【社会人入試】 2か年以上の海外ボランティア活動または国際協力経験がある者 <試験内容> 書類選考、面接
鹿児島大学大学院 (2005年度より実施)	農学研究科 ・生物生産学専攻 ・生物資源化学専攻 ・生物環境学専攻	【社会人特別選抜】 2年以上(平成27年3月31日までの間)教育・研究機関、官公庁、あるいは企業等(自営業、農林業、青年海外協力隊およびNPOの実績も含む)において上記の教育研究分野に関連した現業に従事している者、又は従事した者 <試験内容> 書類選考、面接
城西国際大学大学院 (2010年度より実施)	国際アドミニストレーション研究科 ・国際アドミニストレーション専攻	【社会人入試】 <試験内容> 書類審査、面接 ※論文は修士論文に代わり、青年海外協力隊等での活動経験をベースとした「プロジェクト研究報告書」を提出することもできる。
埼玉大学大学院 (2011年度より実施)	人文社会科学研究科 ・文化環境専攻 ・国際日本アジア専攻	【国際協力特別入試】 青年海外協力隊、外務省専門調査員、国際NGO、海外でのCSR(企業の社会的責任)活動、その他国際協力に関連する機関等で海外における1年以上の国際協力活動の経験を有する者 <試験内容> 書類審査、面接
新潟医療福祉大学大学院 (2012年度より実施)	医療福祉学研究科 ・保健学専攻 ・健康科学専攻 ・社会福祉学専攻 ・医療福祉学専攻(博士後期課程)	【国際貢献活動経験者特別選抜】 1年以上の国際協力活動の経験を有する者(海外ボランティア又は国際貢献活動を行った、青年海外協力隊、NGOなどの団体・機関からの証明書を提出) <試験内容> 書類選考、面接
東京農業大学大学院 (2012年度より実施)	農学部 ・農学専攻 ・畜産学専攻 ・国際農業開発学専攻 ・農業経済学専攻 ・国際バイオビジネス学専攻 等	【国際協力経験者入試】 一般試験の博士前期課程の出願資格を有する者のうち以下のすべての条件を満たした者 ・2年以上の国際協力経験を有する者 ・出願前に指導教員(予定者)と研究課題について打ち合わせること ・職にある者は、入学後は、休職又は退職をし、学業に専念できること ・日本国籍を有すること <試験内容> 書類選考、筆記試験(外国語)、面接
早稲田大学大学院 (2013年度より実施)	アジア太平洋研究科 ・国際関係学専攻	【国際協力特別推薦入試】 青年海外協力隊、外務省専門調査員、在外公館勤務経験者、国連職員を含む国際公務員、国際NGO、海外でのCSR(企業の社会的責任)活動、その他国際協力に関連する機関等で海外における1年以上の国際協力活動の経験を有すること <試験内容> 書類審査、小論文、面接 ※国外から出願した場合は、書類審査のみ
杏林大学大学院 (2013年度より実施)	国際協力研究科 ・国際開発専攻 ・国際文化交流専攻 ・国際医療協力専攻 ・国際言語コミュニケーション専攻	【国際協力特別選抜】 1年以上の青年海外協力隊などの国際貢献活動経験を有し、当該機関・団体から推薦を得られる者 <試験内容> 面接
NEW 日本体育大学 (2014年度より実施)	体育科学専攻 ・体育科学コース ・体育実践学コース	【社会人選抜】 出願資格に該当し、下記のいずれかに該当する者 (2)青年海外協力隊等で海外における体育・スポーツの指導に関わる社会貢献活動の経験が入学時に原則として2年以上ある者 <試験内容> 外国語(英語)、専門科目、面接

過去に青年海外協力隊等経験者枠の設置、優遇措置等の実施実績のある大学・大学院

中部大学大学院、 神戸情報大学大学院

【最新情報】2015年度の新規実施情報

<p>NEW 吉備国際大学 大学院（通信制） （2015年度実施予定）</p>	<p>連合国際協力研究科</p>	<p>【入学金免除】※選考時措置なし 入学前に、JICAの行う青年海外協力隊（JOCV）の派遣事業に参加し、2年以上の国際協力の経験を有する方は、入学金が免除される旨、HPに記載あり。</p>
--	------------------	--

資料11 他国ボランティア団体との比較

	KOICA(韓国国際協力団)	Peace Corps(米国平和部隊)	VSO-UK	BMZ(ドイツ連邦経済協力開発省)
国名	韓国	米国	英国	ドイツ
設立年	1990	1961	1958	2008
年間派遣数	4,000人 ※うち3千人は短期 (2012年)	約7,200人 ※研修中含む (2014年)	約1,700人 (2014年)	4,288人 (2010年)
組織の性格・政府との関係	・KOICAを中心とした7つの政府系ボランティアプログラムが2009年5月に“World Friends Korea”のブランド名のもと統一。 ・予算は一括KOICAを通して配賦する。	・「平和部隊基本法」により設立。 ・大統領直属の機関で予算は議会での承認を受けて決定。	・8か国を拠点とするVSO Internationalの中心NGOでありEU他、欧州政府の補助金を助成。 ・国際開発省所管のPartnership Program Agreement (PPA)に基づく補助金を受けている。	(組織や事務機能改編) GIZ(ドイツ国際協力公社: German International Cooperation)は、2011年にDED(ドイツ開発サービス)とGTZ(技術協力公社)、InWent(国際再教育開発公社)を再編して設立。BMZと財務省の100%出資会社。
事業目的	①途上国の生計向上 ②文化交流と相互理解の促進 ③ボランティア活動を通じ、潜在力を涵養	①開発途上国が必要としている人材を提供する ②途上国の人々に米国人を理解してもらう ③米国民に途上国の実情を理解してもらう	①人権の行使 ②変化のための協働 ③異文化理解 ④親愛と尊敬の元のパートナーシップ ⑤変革と創造 ⑥開かれた学び ⑦開発予算にかかると証明性、説明書	①多様性の認識及びグローバル化・途上国理解の促進 ②キャリアパス始め資格習得、経験の機会提供並びに帰国後の開発情報・教育提供者 ③活動を通じたパートナー機関への貢献 ④グローバル学習の精神で、帰国後、開発情報・教育の発展に寄与
特徴	【国内への啓蒙と事業理解促進に注力】 ・大学学位の単位としての認定 ・韓国社会からのニーズ対応を始め国内支援団体との積極的に連携 ・海外ボランティアに対する負のイメージ払拭に取り組む	【帰国進路相談と社会還元】 ・帰国隊員向けキャリアセンターによるフォロー ・帰国隊員運営の「The National Peace Corps Association (NPCA)」による議会等へのアドボカシー活動	【相手国の機関強化と多国籍人材の活用】 ・現地パートナー組織、ナショナルボランティアの強化 ・「International volunteers」とカナダ、オランダ、ケニア/ウガンダ、フィリピン、アイルランド、中国、インドで募集し、他国へ派遣	【国籍条項始め派遣資格】 ・ドイツ国籍または定住者(3年以上)年齢は18~28歳を派遣。 ・職業訓練高卒または大学入試資格取得以上、活動言語に問題がないレベルであることを求めている。
	【急速な事業拡大と制度拡充・改革】 ・従来の徴兵制度対応に替る現職参加制度拡充も実施。	【域内のボランティア事業展開や、南南協力としてのボランティア事業強化】 ・ASEAN Youth Volunteer Program (AYVP)をアセアン事務局及びマレーシア政府と展開中。	【青年育成事業】 情熱のある若者を対象としたGlobal Xchangeプログラム創設(ICS: International Citizen Service: 2012-2015): 資格・経験不問(3か月派遣)	【事業実施形態】 ・募集選考や派遣前訓練は派遣団体が独自に実施